

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

- 1 監査対象部局 知事部局（政策部、総務部、危機管理総局、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納局）106機関
- 2 監査対象年度 令和2年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>証紙により徴収する岩石採取計画（変更）認可申請手数料、特殊車両通行許可申請手数料及び屋外広告物申請手数料について、令和2年度の証紙収納簿を作成していなかった。（小豆総合事務所）</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア） 県外旅費について、旅費システムへの経路の入力漏れ等による旅費の支給誤りが3件あった。うち1件については、朝食代の二重計上があった。（子ども女性相談センター（西部子ども相談センター））</p> <p>（イ） 依頼旅費について、誤って所得税を源泉徴収していたものが2件あった。（子ども家庭課）</p> <p>（ウ） 水田活用耕畜連携支援事業費補助金交付要綱について、新規補助事業である水田活用耕畜連携加速化事業を追加するにあたり、実績報告書及び額の確定について規定されていないなど不備があった。</p>	<p>ア 収入について</p> <p>直ちに未作成分の証紙収納簿を作成した。今後は、証紙を貼付した申請書の提出があったときは、速やかに証紙収納簿に登録し、所属長による検印を行う。</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア） 直ちに修正手続きを行い、令和3年3月に不足額の支給及び朝食代の返納を行った。今後は、旅費システムへの入力内容の確認について、これまで以上に徹底して行うこととする。</p> <p>（イ） 2件について、所得税控除額を所得税控除額なし（204条非該当）に変更し、所得税控除額分を対象者に還付した。今後は、確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>（ウ） 令和3年度補助事業から適正に実施できるよう、直ちに水田活用耕畜連携支援事業費補助金交付要綱を改正した。</p>

(農業生産流通課)

ウ 契約について

(ア) 業務委託に係る契約について、仕様書の不備により器具の設置場所等が特定できないものが1件、また、仕様書で定める書類の一部が提出されていないものが1件あった。(県立ミュージアム)

(イ) 契約額が50万円を超える「インターネット情報サービス利用契約」について、予定価格調書を作成していなかった。(総務学事課)

(ウ) 消防設備保守点検業務委託について、業務委託期間が終了する前に履行確認をし、委託料を支払っていた。(環境保健研究センター)

エ 物品・財産について

(ア) 県有自動車4台について、6か月法定点検をしていなかった。(危機管理課)

(イ) 現に保有する郵便切手の額が、郵便切手受払簿に登録された保管金額よりも多かった。(高等技術学校)

(ウ) 貸付物品であるサーバ1台について、県に返却する手続きをしているにもかかわらず、実際は貸付先が廃棄を行っていた。(長寿社会対策課)

ウ 契約について

(ア) 契約の仕様書で定める書類が提出されていないものについては、直ちに提出を受け、内容を確認した。今後は、仕様書の作成にあたっては、不備がないよう、また、提出書類漏れがないよう確認を徹底する。

(イ) 今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、再発防止に努める。

(ウ) 該当契約翌年度の令和2年度の消防設備保守点検業務委託契約については、業務委託期間終了日に提出された業務完了報告書を基に履行確認を行った。今後は、委託内容と期間を確認し、履行確認を適切に実施する。

エ 物品・財産について

(ア) 該当車両4台については、法定点検を実施した。今後は、道路運送車両法に基づき、遺漏のないよう厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に法定点検を実施する。

(イ) 直ちに保有する郵便切手を確認のうえ、郵便切手受払簿を修正した。今後は、現品と台帳の突合を行うチェック体制を強化し、確認を徹底する。

(ウ) 今後は、同様の事態が起らないよう、返納通知作成後は直ちに貸付先から返納してもらうよう徹底する。また、貸付先に廃棄を依頼する場合には、文書にて依頼を行うとともに廃棄時には職員が

	<p>(エ) 庁舎保守点検等業務委託において、消火器やガス漏れ火災警報設備の点検結果が不良と報告されているにもかかわらず、その対応が3年以上講じられていなかった。 (農業試験場)</p> <p>(オ) 郵便切手類受払簿について、受払の都度、登記や保管状況の確認をしていなかった。 (農業大学校)</p> <p>(カ) 備品であるパソコン1台について、現物確認ができていないにもかかわらず、出納員による照合検査において確認済みとしていた。また、現物の所在を十分調査しないまま、廃棄処分手続を行っていた。(畜産試験場)</p> <p>(キ) 普通貨物自動車及び小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。(畜産試験場)</p>	<p>立ち会う等適切な物品管理に努める。</p> <p>(エ) 点検結果が不良と報告された消火器やガス漏れ火災警報設備については、直ちに交換した。今後は、点検結果を踏まえ、設備等の適正管理に努める。</p> <p>(オ) 未登記の受払について、直ちに郵便切手類受払簿に登記した。今後は、受払の都度、登記と保管状況の確認を行うよう徹底する。</p> <p>(カ) 該当パソコンについては、廃棄処分を行った。今後は、備品の現物確認を確実にを行う。また、備品の廃棄処分時には、現物の所在を十分に調査した上で、不用品の決定と廃棄処分の決定手続きを確実にを行う。</p> <p>(キ) 該当車両の法定点検を行った。今後は、道路運送車両法に基づき、公用車の法定点検について遺漏のないよう厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に実施する。</p>
--	---	--